

龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」運営業務委託仕様書

令和6年12月

龍ヶ崎市総合政策部まちの魅力創造課

龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」運営業務委託仕様書

第1章 業務概要

- 1 業務名称 龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」運営業務委託
- 2 履行場所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市総合政策部まちの魅力創造課
- 3 履行期間 契約の日から令和8年2月 27日まで
但し、検査期間10日間を含むものとする。
- 4 内 容 「第2章 業務の内容等」による
- 5 見積方法 見積書には総価を記載すること
- 6 支払条件
検査合格後、一括払いとする。ただし、適法な請求書を受理した日から30日以内に指定された金融機関口座に振り込むものとする。

第2章 業務の内容等

1 業務の目的

「龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」運営業務委託」(以下、「本業務」という。)は、“～子どもの笑顔が続くまち～龍ヶ崎で憧れの仕事を体験しよう”をテーマに市内に居住している子どもたちを中心に職業体験イベントを通じ、本市の魅力を再発見するきっかけづくりを主たる目的として行うものである。

さらに、イベントへの参加をきっかけに、本市の魅力を再発見することで、将来的なシビックプライドの醸成や推奨意欲の向上、さらには人口減少の抑制に資することを狙い、事業を実施するものである。

あわせて、市内事業者が参加することにより、地域経済の活性化に資することも目的のひとつとしている。

そのため、本事業の実施にあたっては、本市の意図を十分に理解したうえで、効果的な魅力発信および関連する企画提案を求めるものである。

2 業務の背景

本業務は、令和6年度に本格実施した子ども向け職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」の課題を踏まえた上で事業を拡大し、より多くの子どもたちの憧れの仕事を体験する機会を提

供するものとして、事業を推進していくものである。

その背景として、本市では、目指すまちの姿を進めるための指針であり、まちづくりの基本方向を示す最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」を令和4年12月に策定し、令和5年1月から計画を実行している。

「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」では、特に重要となる3つの施策をリーディングプロジェクトと位置付け、重点的かつ優先的な取組としている。

その中において、本業務は「魅力創造プロジェクト～もっと魅力が感じられるまちを創る～」に位置付けられている。また、リーディングプロジェクトとして掲げられている「未来創造プロジェクト～子どもの笑顔が続くまちを創る～」における“「夢」を持ち「生きる力」を育む教育の推進”や“若者世代の活躍支援と定住促進”とも連動する事業と捉えている。

それらのことから、人口減少のなかで将来の担い手作りのため、子どもから本市の魅力を知るきっかけづくりが必要である。さらに、子どもたちやその親世代がこのイベントを通し、魅力を感じることで、将来的な推奨意欲の向上や参画意欲の向上、さらにはシビックプライドの醸成に繋がるきっかけづくりが必要である。

3 諸計画との関係性

本業務においては、次に掲げる計画等との整合性を勘案しながら業務を遂行していくものとする。

○龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030

○龍ヶ崎市まちづくり市民アンケート【令和6年8月】

4 イベント概要

本イベントの概要は、次に示すとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| (1)イベント名 | たつのこワクワクワーク |
| (2)開催期間 | 令和7年10月上旬から11月下旬の週休日及び祝日を利用した開催日とする。
※詳細な日程は本市と協議の上、決定すること。 |
| (3)開催場所 | 龍ヶ崎市内に所在する事業者 20 者程度 |
| (4)主たるターゲット | 本市に在住する年長から小学 6 年生まで |
| (5)想定参加者数 | 300 名程度 |

5 業務内容

本業務における主たる内容は、次に示すものとする。

本業務にあたっては、業務の目的および背景を十分に考慮すること。また、これまでの取り組みで生じた課題を整理し、関連する諸計画を十分に把握した上で、次に示す業務内容を適切かつ円滑に遂行すること。

なお、これまでの取り組みにおける課題については、まちの魅力創造課が保有する令和4年度から令和6年度までの事業報告書を事業者に貸与するので確認すること。

また、本項における「参加希望者」とは、参加申込段階の者を指し、「参加者」とは、参加が確定した者を指すものとする。

「連携事業者」とは、受注者と連携して参加者に職場体験の開催場所を提供する事業者を指すものとする。

(1)業務計画書の作成

本業務の全体像が分かる業務計画書を契約締結後、速やかに提出すること。

なお、業務計画書は、業務全体のスケジュールを示すもの、本項目に記載された事業実施に向けた取り組みの内容を具体的に示すもので構成すること。

(2)職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」運営業務

受注者は、本市及び市内事業者と連携し、本市内において開催される子どもたち向けの職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」の運営に関する一切の業務を行うものとする。

ア イベントの周知広報及び周知に係る制作物

・イベントの周知広報

龍ケ崎市公式ホームページをはじめとする本市媒体や教育機関を経由した周知に関しては、本市が担うものとする。なお、受注者においては、同者のホームページに掲載するなどの周知を担うものとする。

・周知に係るポスターの制作および印刷業務

周知に係る制作物は次のとおりとする。詳細な内容やデザインなどは本市と協議の上、決定する。

制作物名	納品数
ポスター(印刷物)	50 部以上(仕様:コート紙・A2 サイズ相当)
ポスター(データ)	電子データ (PDF・ai ファイルなどの編集可能なもの)
会場案内用のぼり旗等	20枚程度

イ イベント開催場所の選定及び調整

・イベント開催場所(連携事業者)の選定

令和6年度の課題等を踏まえ、本市と協議の上、連携事業者として多種多様な業種 20 者程度を選定すること。候補となる業種や各事業者における想定参加者数を提案すること。

なお、事業者の選定や調整は本市と協議の上、契約後に行うものとする。

・実施に向けた事業者との各種調整

受注者は、連携事業者と実施に向けた各種調整を担うものとするが、必要に応じ、本市と共同で行っても差し支えない。

調整にあたっては、年齢が異なる参加者が参加しやすいよう、参加可能な時間帯を年齢によって区分するなど、可能な限り工夫を凝らすこと。

また、開催日における職場体験実施内容は、事業の趣旨を鑑みた上で、設定すること。

なお、各種調整にあたって疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議すること。

イベント終了後には、連携事業者から事業に対する課題等のヒアリングを行い、コに定める事業実施報告書に内容を記載すること。

ウ 参加希望者の申込受付及び参加者の決定

・参加希望者の申込受付

申込受付は、参加希望者が容易に参加申込可能な Web エントリーシステムを使用し提案すること。

また、申込にあたって不明点が発生した場合に備え、申込手順のマニュアルを作成した上で Web エントリーシステム等に公開すること。

原則として、受注者の営業時間内において、参加希望者の電話・メールなどの問い合わせに対応可能な体制を確保すること。

・参加者の決定

参加希望者の申込を受け付けたのち、事業実施日の 2 週間程度前を目途とし、本市と協議の上、参加者の決定を行うこと。

参加者決定後、すべての参加希望者へ参加可否の連絡を行うこと。

また、参加者決定後のキャンセルの対応についても行うこと。

なお、定員に満たない又は連携事業者の協力により追加日程が確保された場合には、本市と協議の上、参加希望者の追加募集を行い、参加者を決定する場合がある。

・天候不良時の代替企画の提案

屋外で実施する職業体験において、天候不良等、外的要因(例：台風、大雨、強風等)により予定した体験内容の実施が困難となった場合を想定し、受託者は、連携事業者と調整し、代替案を事前に準備し、主催者と共有するものとする。

エ 自己負担金の取扱い

連携事業者が、事業実施にあたり参加者から必要となる自己負担金を徴収することを妨げない。なお、自己負担金を徴収する場合は、受注者は連携事業者と調整の上、本市と協議とし、設定するものとする。

あわせて受注者は本事業の円滑化と連携事業者の事務負担軽減のため、自己負担額の徴収を容易にする方法を用いて、これに協力すること。

オ イベント期間中の運営業務

・イベント当日の参加者受付などの業務

開催日には、開催場所における不測の事態に備え、スタッフの巡回が可能な体制を確保すること。ただし、詳細については、本市と協議の上決定するものとする。

また、運営マニュアルを作成し、連携事業者の役割を十分に確認した上で業務を行うこと。

カ 消耗品および備品の準備

- ・職業体験イベントにおける消耗品および備品の準備・調達は、受託者が行うものとする。
- ・必ず本市と協議のうえ、購入の有無を決定する。

キ 参加者記念品

- ・記念品は、市内の経済循環を促進し、職業体験を終えた子どもたちが「仕事をして得たお給料の喜び」を感じられるようなものを提案すること。

ク レクリエーション保険の加入

- ・職業体験に参加される全ての参加者を対象に、万が一の事故や怪我に備えてレクリエーション保険への加入すること。保険内容の概要については、傷害死亡・後遺障害補償、入院・通院費用補償、賠償責任補償の補償を含むものとする。

ケ アンケートの実施

- ・参加希望者に対する事前アンケート

すべての参加希望者の保護者には、本イベントの情報接触経路や申込理由、本市に対する印象などを聴取するアンケートを申込時に実施すること。

- ・参加者に対する事後アンケート

参加者の保護者には、本イベントに対する満足度や課題などを聴取するアンケートをイベント参加後に実施すること。

コ 事業実施報告書の作成

- ・イベント実施後に、本業務にかかる一切の事項をとりまとめた報告書を作成し、提出すること。

(3) 打ち合わせ

事業実施に合わせ、必要に応じて打ち合わせを行う。打ち合わせは龍ヶ崎市庁舎を使用する想定であるが、状況によってはオンラインでの打ち合わせも可能とする。なお、議事録については、打ち合わせ後、5 営業日以内に受注者において作成し、本市に提出するものとする。

6 資料の貸与

本業務を実施するにあたり本市が保有する資料・データ等は、契約締結後、必要に応じ受注者と協議の上で貸与する。

7 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとし、いずれも正本 1 部、副本 1 部を提出する（(4)は除く。）。

(1) 事業実施報告書の提出

(2) 「5 業務内容」に係る制作物一式

- (3)その他、本市が必要と判断した資料
- (4)上記、成果品のデータ一式(PDF 形式で提出)

8 その他

- (1)本業務での成果品等の著作権は本市に属するものとする。なお、成果品の中で今後の使用等にあたり、使用許諾などが必要な場合は都度、本市と協議をするものとする。
- (2)本仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合には、都度本市と協議するものとする。